



山の都のエコライフ支援事業（生ごみ処理機設置事業）

担当課：環境水道課（72-4002）

事業の目的

自らが居住する住宅等に設置する生ごみ処理機の設置を支援し、環境にやさしいまちづくりの推進を図ります。

補助対象事業

- ・生ごみ処理機（電気式又はコンポスト等）の設置

事業対象者及び留意事項

【補助対象者】

- ・自らが居住する町内の住宅に生ごみ処理機を設置しようとする者

【留意事項】

本事業の申請に当たっては、以下の項目すべてを満たす必要があります。

- ・申請年度内（3月20日まで）に完了する事業であること
- ・山都町に住所を有する者
- ・暴力団による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- ・当該補助事業者及び同居する世帯の世帯員に町税等の滞納がないこと
- ・生ごみ処理機にあっては、家庭のごみを微生物の活動又は乾燥装置により減量化する処理機及びコンポスト等であって、未使用であるもの
- ・町内の商店から購入すること

補助率及び補助限度額等

【補助率及び補助限度額】

- ・補助対象経費の1/2（千円未満切捨）
- ・補助限度額：2万円

【補助対象経費】

- ・生ごみ処理機の購入に要する経費
- ・その他町長が必要と認める経費

必要書類

【申請時】

- ・山都町山の都創造事業補助金交付申請書
- ・事業計画書及び収支予算書

- ・ 設置に係る見積書及び内訳書の写し
- ・ 設置に係るカタログの写し
- ・ 補助金の交付を受けようとする者及びその同居する世帯全員に係わる町税等納付状況確認に要する同意書
- ・ その他町長が必要と認める書類

【実績報告時】

- ・ 山都町山の都創造事業補助金実績報告書
- ・ 事業報告書及び収支決算書
- ・ 事業実施写真
- ・ 領収書の写し
- ・ その他、町長が必要と認める書類

その他

- ・ 本事業は随時受付・交付決定等を行うこととしますが、予算額に応じ早期に受付を終了することがあります。